## 【研究助成事業実施要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜学術教育振興財団(以下「財団」という)が研究者に対して行う研究助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成内容)

第2条 財団は、予算の範囲内において、研究者に研究費を助成する。

(申請資格)

第3条 申請者は、横浜市内の大学及び研究機関で研究に従事する者とする。ただし、理 事長が特に認めた場合はこの限りでない

(助成基準)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する国際的、学際的な研究活動に対し、研究費を助成 する。
- (1) 社会的要請の強い研究活動
- (2) 先駆的・独創的な研究活動
- (3) 神奈川県または横浜市に関する研究活動

(申請)

第5条 研究費の助成を受けようとする者は、所定の申請書に必要な書類を添えて、所定の期間内に申請しなければならない。

(決定)

- 第6条 理事長は、研究者等助成選考委員会の審査を経て、助成対象者、助成額、助成に 伴う条件等を決定する。
  - 2 理事長は、前項の規定による助成金決定の際、必要に応じてそれぞれ条件をつけることができる。

(通知)

第7条 前条の規定に基づき助成の決定を行った場合は、理事長は速やかに申請者に通知 する。

(請求)

第8条 助成金決定通知を受けた者は、理事長に誓約書を提出の上、助成金を請求しなければならない。

(助成金執行上の義務)

- 第9条 研究費の助成を受けた者は、速やかに研究に着手しなければならない。
  - 2 研究は、最小の経費で最大の成果を上げるようにしなければならない。
  - 3 助成金は、直接必要な経費にのみ使用しなければならない。
  - 4 理事長の承認を得なければ、備品の購入にあてることはできない。

## 第10条

(研究成果等の義務)

第11条 研究費の助成を受けた者は、研究期間終了後速やかに、その研究成果を理事長に 報告しなければならない。

- 2 研究費は、前項の規定による報告の際、3ヵ月以内に精算しなければならない。
- 3 前号の場合において、研究費に残額がある場合は、返還しなければならない。
- 4 研究費の助成を受けた年度の 12 月 20 日までに経過報告書を提出しなければならない。

(成果の公表)

- 第12条 財団が助成したものについて、その成果を論文その他の方法で公表した場合は、 これを理事長に報告しなければならない。
  - 2 研究者は、前項の公表に際して、当該成果が財団の助成に基づくものであることを付記しなければならない。

(成果の帰属)

第13条 助成金の支給による研究事業の成果は、助成金受給者に帰属するものとする。ただし、理事長が別な定めをした場合は、この限りでない。

(計画の変更)

第14条 助成金受給者が、その対象となった研究等の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ理事長にその旨を申し出て、承認を受けなければならない。

(取消または返還命令)

- 第15条 次の各号に該当する場合は、理事長が交付決定を取り消し、又は支給した額の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 他の助成金を重複して受給したとき。
- (2) 申請書の内容が、事実と著しく相違したとき。
- (3) 理由なく研究活動を行わないとき。
- (4) 研究活動中に違法行為を行ったとき。
- (5) 本規程に違反したとき。
- (6) その他理事長が不適当と認めたとき。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、研究費助成に関する必要な事項は理事長が定める。